

議案第 4 6 号

海老名市保育の必要性の事由を定める条例の制定について

海老名市保育の必要性の事由を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の制定に伴い、保育の必要性の事由を定めるため

海老名市保育の必要性の事由を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である事由について、必要な事項を定める。

(保育の実施事由)

第2条 法第19条第1項第2号に規定する家庭において必要な保育を受けることが困難である事由は、小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平

成23年法律第47号) 第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(アに該当する場合を除く。)

(9) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(海老名市保育所条例の一部改正)

2 海老名市保育所条例(昭和45年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除